（第三種郵便物認可）

賠償金に課税 国方針

被災者「復興の妨げ」

「賠償金は〝収入〟になります」。十八日から始まる所得税の確定申告を前に、東京電力福島第一原発事故の賠償金に課税するとした国の方針が波紋を広げている。賠償金で事業を再開した農家からは「復興の妨げになる」と国への批判の声がやまない。サラリーマンの給与への課税の線引きでの混乱が起きるのでは、との懸念も生じている。

国税庁が所得税法上の課税方針をホームページで公表したのは二〇一二年十一月。賠償金をめぐる税の問題が議論となる中、実際に課税されるのかどうかの問い合わせが税務署などに寄せられたためだった。方針では事業者の営業損害のうち、出荷停止や風評被害などの減収分に対する賠償金は事業所得に当たると明記。農産物の放射性物質検査や在庫商品の廃棄にかかる追加費用に対する賠償金は経費にできるため「課税は生じない」と説明している。ただ、国税庁は具体的な事例を明らかにしていない。

「原発は国の政策だったはずなのに、事故の賠償金に国が課税するのはおかしい」。農事組合法人「浜通り農産物供給センター」（相馬市）の代表理事三浦広志さん（53）は憤る。既に二千万円余りの賠償金を受け取ったが、実際には事業再開に必要な資金は一億円以上。「決して十分な額ではないのに課税なんて」と不安を募らせる。

三浦さんによると、センター加盟の約百軒の農家には、ほとんどの賠償金を運転資金につぎ込んだ生産者も少なくない。

南相馬など県内の十二市町村は全ての税の申告と納付期限が延長されているとはいえ、課税されることに変わりはない。

三浦さんは「延長措置が終われば税を払えない人も出てくるかもしれない。復興の妨げになる」と予想される。混乱が広がる可能性もある。

東電との賠償金交渉をする弁護団の馬奈木厳太郎弁護士は「水俣病問題では患者への補償金は国税局の判断で非課税になった」と主張。今後も国税当局と交渉するとしている。納付期限が延長されている十二市町村は次の通り。

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

賠償金課税の仕組み

国税庁

- 課税：営業損害・給与減
- 非課税：精神的損害

東電賠償金

サラリーマン給与 線引きめぐり混乱も

原発事故の賠償金　東京電力が福島第一原発事故の被害者に支払う。賠償範囲は文部科学省の「原子力損害賠償紛争審査会」が決めた指針に基づく。長期間の避難生活を強いられた住民の精神的苦痛や、農水産物の出荷制限や風評被害に伴う減収による営業損害も対象になっている。賠償金の仮払いは2月8日時点で計1487億円となった。

大熊町 葛尾村 根本復興相に支援要望

要望書を手渡す松本葛尾村長（左）

ど公営住宅 整備など

根本匠復興相（衆院本県2区）は十六日、会津若松市と三春町で渡辺利綱大熊町長、松本允秀葛尾村長とそれぞれ会談し、復興支援などに関する要望書を受け取った。

◇　◇

松本村長は三春打の春町内に復興公営住宅を建設する方針。要望書では三春町の公営住宅に避難指示解除準備区域を含む子育て世帯の入居を認めること、村営住宅としての整備を認めること、公営住宅の家賃や入居条件などを早急に示すことなどを求めた。

大熊町長　線量基準　合意形成を

度辺町長は町会事告「全品なに関する放射

復興全般にわたる二十一項目の要望書も別途、提出した。

根本復興相は会談後に報道陣の取材に応じ「国と市町村、県がスクラムを組んで復興を加速させる」と語った。

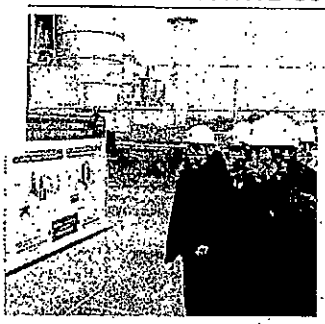

れきの代行処理　相馬相が焼却炉視察

石原伸晃環境相は十六日、環境省が震災がれき代行処理の第一号施設として整備した相馬市光陽の仮設焼却炉を視察した。

同市と新地町で発生した災害廃棄物（可燃物）を焼却する施設で

等区域復興再生計画を速やかに策定し、長期居住や永住が可能な戸建て住居を整備することなども要望した。

根本復興相は縦割り行政の弊害を排除し、復興庁が中心となって諸課題に取り組んでいくと強調した。

石原環境相は報道陣に対し、「想像していたより大きな施設だった。震災がれきの山々が焼却される。福島復興の一つのシンボルで、今後も復興の加速化に努めたい」と述べた。